岡山市建設現場の遠隔臨場に関する特記仕様書

本工事は、岡山市の建設現場の遠隔臨場に関する試行対象工事であり、実施に当たっては、本特記仕様書によるほか、別に定める「岡山市建設現場の遠隔臨場に関する試行要領」に基づき実施するものとする。

１ 目的

岡山市が発注する工事の建設現場において、受注者及び発注者の業務効率化を目的として行う遠隔臨場を試行するもの。

２ 実施方法

（１）受注者は、契約後、施工計画書の提出前に、「建設現場の遠隔臨場」の実施希望の有無を監督員に工事打合せ簿にて報告するものとする。

（２）「建設現場の遠隔臨場」の実施を希望する受注者は、建設現場が遠隔臨場の実施が可能な通信環境であるかを確認した後、打合せ簿に『建設現場の遠隔臨場を実施』と記載したものを施工計画書提出時までに、監督員に提出するものとする。

（３）施工計画書に確認項目、時期、内容、仕様などを記載し、監督員の確認を受けなければならない。

３ 実施報告

材料確認願、確認・立会願、段階確認書もしくは工事打合簿に実施記録等を添付し提出すること。

４ その他

「岡山市建設現場の遠隔臨場に関する試行要領」、「建設現場の遠隔臨場に関する試行要領に関するＱ＆Ａ」及び「遠隔臨場の試行概要」については、岡山市監理検査課ホームページを参照するものとする。

アドレス：https://www.city.okayama.jp/jigyosha/0000035713.html

20220401